

昭和42年4月30日施行  
最終改正 令和5年5月

葛飾区立

# 西亀有小学校PTA規約



卒業まで大切に保管しておきましょう。

# 葛飾区立西亀有小学校PTA規約

## 第一章 名称及び事務所

第一条 本会は葛飾区立西亀有小学校PTAと称し事務所を(東京都葛飾区西亀有2丁目42番1号)に置く。

## 第二章 目的及び活動

第二条 本会は西亀有小学校児童の保護者と教職員とが一致協力して児童教育の向上発展をはかることを目的とする。

第三条 本会は前条の目的達成のため次の活動を行う。

- 一 学校と家庭との連絡を密に行い児童教育の充実をはかる。
- 二 父母及び教職員は研修に努め相互の親和と教養の向上とをはかる。
- 三 その他本会の目的を達成するための必要な活動を行う。

## 第三章 方針

第四条 本会は教育を本旨とする民主団体として次の方針に従って活動する。

- 一 児童、青少年並びに福祉のために活動する他の団体及び機関と協力する。
- 二 特定の政党や宗教にかたよることなく、またもっぱら営利を目的とするような行為は行わない。
- 三 本会又は、本会の名で公職の選挙の候補者を推薦しない。
- 四 学校の人事その他学校管理に干渉しない。

## 第四章 会員

第五条 本会の会員は本校に在学する児童の父母またはそれに代わる人及び本校に勤務する教職員とする。

## 第五章 会計

第六条 本会の経費は会費、寄付金その他の収入によって支弁される。

第七条 会費は年額、三千円とする。但し、保険料をこの中に含む。

第八条 本会の会計年度は4月1日に始まり翌年の3月31日に終わる。

## 第六章 役員、顧問、委員とその選出

第九条 役員は次の通りとする。顧問をおくことができる。

- 一 会長…1名 副会長…若干名(内1名副校長)  
書記…若干名(内1名教員) 会計…2名以上  
監査…1名 顧問…若干名  
地区委員…若干名

- 二 役員、委員の任期は1年とする。但し再任を防げない。

- 第十条 役員の選出及び就任は次の通りを行う。
- 一 役員は会員より選出される。
  - 二 新役員は、年度始め総会において承認決定され就任する。
- 第十一条 会長は運営委員会の同意を得て本会に顧問を置くことができる。任期は1年とし、但し再任を防げない。
- 第十二条 委員の資格及び選出は次の通りとする。
- 一 代表委員は、各部委員会の互選により選出された正副委員長と教員1名及び各学年委員会より選出された学年代表及び副代表とする。
  - 二 教職員は学年委員会、各部委員会に所属する。

### 第七章 役員の任務

- 第十三条 役員の任務は次の通りとする。
- 一 会長 本会を代表して会務を総理する。
  - 二 副会長 会長を補佐し会長に事故のある時はその代理を努める。
  - 三 書記 総会並びに運営委員会の議事の記録及びその庶務的事項にあたる。
  - 四 会計 会計事務を司り会計監査を経た年度末決算を報告する。PTA活動に必要な備品の調達、維持管理にあたる。
  - 五 監査 年2回会計及び会務を監査し、その他必要に応じて随時行う事ができる。監査の結果は総会に報告しなければならない。
  - 六 地区委員 葛飾区青少年育成南綾瀬地区委員会の委員として事業に参加する。

### 第八章 総会及び委員会

- 第十四条 総会は本会の最高決議機関として予算決算の審議、規約の変更等を行う。
- 一 定時総会 毎年学年末より2ヶ月以内に開催する。
  - 二 臨時総会 臨時必要ある場合に開催する。
- 第十五条 全体委員会は役員及び全委員をもって構成され総会に代わり緊急決議することができる。但しこの決議は次の総会に報告するものとする。

第十六条 運営委員会は会長がこれを招集してその構成及び任務は次の通りとする。

- 一 構成  
役員、代表委員、校長
- 二 任務
  1. 各部委員会によって立案された活動計画を審議検討する。
  2. 総会に提出する議案を作成する。
  3. 必要ある場合は特別委員会を設ける。
  4. その他必要事項について審議検討する。

第十七条 各学年委員について  
各学年委員会は当該学年担任に協力し、各学級間の調整連絡をはかりつつ児童の保健衛生に協力し児童教育の向上改善に努める。

第十八条 各部委員会は次の通りとする。

- 一 広報委員会 会報を発行し本会並びに学校の状況について周知をはかる。
- 二 校外生活委員会 学校及び地域諸団体と協力して地域環境をより教育的に改善し児童の校外生活の指導をする。
- 三 (役員選考委員会) 役員選考委員会をおくことができる。役員の候補者を募集し、推薦する。

第十九条 各部委員会及び各学年委員会は活動計画について運営委員会にはからなければならない。

## 第九章 規約改正

第二十条 規約改正は総会において出席者の3分の2以上の賛成を必要とする。但し、改正案は事前に全会員に通知しておくものとする。

## 第十章 個人情報の取り扱い

第二十一条 本会の活動を推進するために必要とされる個人情報の取り扱いについては「個人情報保護規定」に定め、適正に運用するものとする。

## 葛飾区立西亀有小学校PTA細則

- 第一条 役員になろうとする者は、所属の各学年委員会に申し立てをして、推薦を受けることができる。
- 第二条 運営委員会の構成員に事故があったときは、代理出席することができる。但し代理出席の場合はその運営委員会の承認を得なければならない。
- 第三条 各学年委員会は、その活動の充実と各学年間の連絡調整をはかるため全学年協議会を設けることができる。その構成は、各学年委員会及び各学年主任とし、代表は五学年代表委員がつとめる。
- 第四条 この細則は運営委員会において構成の3分の2以上の賛成がなければ改正することはできない。改正の結果は次期総会に報告しなければならない。

以 上

# 葛飾区立西亀有小学校PTA会計規定

- 第一条 (目的)  
この規約は会計事務を処理するため、必要な事項を定めることを目的とする。
- 第二条 (予算)  
1. 毎年度予算は、毎年度末の運営委員会の承認をうけなければならない。  
2. 経費が年度予算を超え、又は年度予算の範囲内で各款の額の変更をするときは、新たに追加(変更)予算を調整しそれを更正するものとする。
- 第三条 (決算)  
1. 毎年度の収支決算は、予算と同一の区分により、これを調整し予算額と対照し比較増減を示し、その理由を付記するものとする。  
2. 前項の収支決算書には、監査の監査意見を添付するものとする。
- 第四条 (繰越)  
前年度の未払い額及び不要額は、すべて翌年度収入に繰越するものとする。
- 第五条 (流用)  
毎年度予算に定めた項目に不足が生じ予備費を充当しても尚不足のときは一般活動費を除き役員会で協議し流用する事ができる。但し運営委員会に報告するものとする。
- 第六条 (出納整理期間)  
本会会計は4月1日より翌年3月31日までであるが、出納整理期間は総会までとする。
- 第七条 (収入支出金)  
1. 本会の会費その他収入金は、すべて確実な金融機関に預け入れるものとする。  
2. 収入及び支出金は、出納簿に記入し、その理由を明らかにするとともに予算差引簿に記入し、整理するものとする。

第八条 (積立金)

1. 記念行事積立金
2. 印刷機積立金
3. 分担金積立金

上記積立金は、普通預金として別途に積立てるものとする。  
またその支出は、次期総会に報告するものとする。

第九条 (PTA基金)

1. 不慮の支出に備え自然増収入金及び剰余金が生じた場合その一部を普通預金として別途に積立てるものとする。
2. 前項の支払については、運営委員会の承認を受けなければならない。またその支出は次期総会に報告するものとする。

第十条 (備品)

備品はそれぞれ備品台帳により整理し現品の所在を明らかにするものとする。また修理、廃品処分したときはその旨記入する。

第十一条 この規定に定める外、会計事務について必要事項は、役員会にはかり、会長が定めるものとする。

第十二条 この規定は運営委員会において構成の3分の2以上の賛成がなければ改正することはできない。改正の結果は次期総会に報告するものとする。

以上

## 葛飾区立西亀有小学校PTA慶弔内規

(平成12年度より実施)

- |                                |           |
|--------------------------------|-----------|
| 1. 教職員の結婚・出産<br>(本校での出産第1子のみ)  | 5,000円    |
| 2. 教職員を含む会員死亡の場合               | 10,000円   |
| 3. 在学児童死亡の場合                   | 10,000円   |
| 4. 顧問及び前年度役員死亡の場合              | 10,000円   |
| 5. 教職員の見舞い(2週間以上入院の場合)         | 5,000円    |
| 6. 顧問及び前年度役員の見舞い               | 5,000円    |
| 7. 火災の見舞い(自宅のみ)                | 5,000円    |
| 8. 1から7以外で役員会ではかり、<br>会長が定めた場合 | 10,000円以内 |

\*PTA慶弔費は上記の金額以外に、全会員からは集めない。